

共済金のお支払いについて

「交通事故等^{*1}」により、保険の対象となる方がケガ^{*2}をした場合に共済金をお支払いします。

^{*1} 交通事故等とは以下のものをいいます。

●運行中の交通乗用具^{*3}との衝突、接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具^{*3}に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口に入ってから出までの駅構内における事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具^{*3}の火災による事故 等

^{*2} ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、共済金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

^{*3} 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

共済金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、共済金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、JP共済（ポストライフ）NEWS等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

種類	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + 交通事故傷害危険のみ補償特約	死亡共済金 事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害共済金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害共済金がある場合は、死亡・後遺障害共済金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ
	後遺障害共済金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害共済金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害共済金額が限度となります。	●共済金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	入院共済金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院共済金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院共済金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院共済金は重複してはお支払いできません。	●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
	手術共済金 治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*1}または先進医療^{*2}に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院共済金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りま。 ^{*3} *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院共済金日額の10倍の額のみお支払いします。	●外科的手術等の医療処置（共済金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ●職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ
通院共済金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院共済金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院共済金と重複してはお支払いできません。また、通院共済金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院共済金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等 ^{*1} を常時装着した日数についても「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものを行い、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	●職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ●極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ	

本紙は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、JP共済（ポストライフ）NEWS等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

07E1-GJ05-11065-201602